

室町期東大寺執行の記録から

遠藤基郎

はじめに

中世東大寺史研究は分厚い蓄積を誇る。わけても一九七〇年代後半から、九〇年代にかけての、稲葉伸道・永村眞・久野修義の研究は、今日なお大きな導きとなっている。^{〔1〕}東大寺は、別当・政所、惣寺と年預所、大勧進と油倉、諸院家など多様な組織で構成されることが明らかになり、平安より室町中期までのそれぞれの関係性が探究された。そこで打ち出された東大寺像の再検証と充足が後進の課題となった。

そしてそのための作業は後進によって着実に蓄積され続けられており、東大寺像はより豊かになりつつある。^{〔2〕}小論もそのためにひとつのケーススタディーであり、ここでは執行を扱う。執行についても、すでに稲葉伸道・永村眞の簡潔な整理が

あり、^{〔3〕}以下の点が明らかにされている。

執行は、令制で設置された寺司である三綱（上座・寺主・都維那）のうち首座にあたる上座の系譜を引く。長官僧である別当が組織する政所の首座であった。その呼称が確認されるのは、一三世紀末の鎌倉時代になってからである。南北朝期には、「公文所」とも称された。莊園年貢を諸法会に分配するなど行事・法会運営の要職であった。鎌倉中期頃より父子間相伝が始まり、南北朝期には執行の僧坊として薬師院・正法院が併存し、地位をめぐり相論が発生することもあった。こうした成果に、新たな知見を加えるためには、いまだ利用が十分とはいえない「薬師院文書」の活用が必須である。その名が示すように執行である薬師院に伝来した史料である。同院廃絶に伴い、一九五一年に東大寺図書館に寄贈さ

れた。現在はさらに後に古書店より購入した未整理近世文書が加わっている。その他、一部は寺外に出て早稲田大学図書館の所蔵するところとなっている。

薬師院文書はこれまで、すでに平澤悟の公人研究、畠山聡の東大寺八幡宮（手向山八幡）祭礼手搔会の研究、あるいは西田知己の永正五年（一五〇八）東大寺講堂火災の研究に於ける程度は利用され、主に中世後期東大寺史の進展に寄与している。

さらに最近発表された三輪眞嗣の研究は、この薬師院伝来史料の内、正安元年（一二九九）十一月 日東大寺年中行事（薬2-220）の分析で大きな成果をもたらした。東大寺の年中行事の体系の構造を明らかにした上で、学侶と執行とにおける機能分担を明示し、執行の活動を支えた財源として、東大寺別当が管理した九州の観世音寺領荘園が大きな比重を占めたこと、その比重は院政期・鎌倉後期・南北朝期と低下することなどを指摘した。

この三輪の研究は、執行論の上での薬師院伝来史料の可能性を示す。小論は、その驥尾に付いて、薬師院伝来史料の可能性を広げてみたい。まず薬師院文書の概要について簡略に整理した上で、その中の室町前期の執行による記録からいくつか興味深い記事を紹介することで、当該期の執行の実態を垣間見ることにする。

一 薬師院文書の概要

薬師院文書は、第一文書部一九四通・第二記録部三〇五点・第三経疏部一点・第四系図及地図部二六点・未整理（西庄持参分および近世文書）として分類されている。このうち文書部・記録部・系図及地図部は、『東大寺文書目録』第五卷（同朋舎、一九八三年）に目録がある。また未整理の近世文書については史料編纂所で調査をした。

史料編纂所ではモノクロマイク撮影およびデジタル撮影を行い、写真帳あるいは、図書室端末データベースでの閲覧可能としている。

以下では、第一文書部・第二記録部につき、中世史料を中心に大まかな特徴を押さえてい。

（1）文書

これについては、以前に簡単な整理を示したことがある。今回改めて気づいたこともあり、重複の感はあるが改めて示すことを許されたい。

文書番号単位数で一九四点、ほぼ古代・中世文書である。近世文書は、未整理分に集められている。最も古いものは、天平勝宝二年（七五〇）九月五日大宅朝臣賀是万呂奴婢見來帳である。前述した早稲田大学図書館所蔵分の大部分は古代

文書であり、このタイプの文書である。ただし鎌倉時代以前については、ごく少数を除けば執行伝来であった可能性は低い。原則的には、江戸時代になって薬師院が入手したものと考えるのが適切である。

鎌倉時代についても、執行とは直接の関係が見えないものが多く、同様に後世になって入手したものと考えられる。ただし以下の三点は、やや悩ましい。

延応元年（一二三九）三月十九日上乗院僧正任吉書日記（葉1—181）^⑩

仁治二年（一二四二）正月二十日新熊野法印任吉書日記（葉1—12、鎌八—五七三）

仁治二年正月二十日新熊野法印定親初任吉書諸職祿物注文（葉1—18）

これらは、寺外別当の就任儀礼である吉書と大仏殿拜礼、あるいは三綱所への莊園給主割り当て関わるもので、いかにも執行が保持するに相応しい記録である。ただしこれらは、寛乗Ⅱ聖守によるものであった。聖守は、鎌倉中・後期の東大寺興行にて中心的な役割を担った学僧であり、執行ではない。よって後世になって薬師院が入手したものと考えられる。

一方、南北朝・室町前期以後については執行家伝来史料と見られるものが多数ある。

最初期のものが応安七年（一三七四）四月 日清澄莊給主

実舜申状土代（葉1—168）である。後述のように実舜は、薬師院僧としての永和年間（一三七五—七九）の執行であり、その人物の下書きであるから、まさに薬師院伝来文書である。明確に執行宛のものは、宝徳三年（一四五二）四月二十九日法華会納所英覚書状（葉1—50）からである。特に永正年間（一五〇三—二二）のものは法華会・手掻会の経営文書が集中して残る。これは後述の叡実の時期のものである。

ただし、依然として惣寺伝来文書と思われるものもある。たとえば天正二十年（一五九二）十月 日東大寺諸納所方目録（葉1—185）などである。その他、寺外文書の蒐集文書として、西大寺関係文書（葉1—194）がある。

以上、整理するならば、文書部は蒐集文書と伝来文書（経営文書）の混在状況にある。前者は、平安・鎌倉期のほとんどとそれ以降の部分的なもの。後者は南北朝後期以降のもの、となる。

(2) 記録部

記録部は全体で文書番号単位三〇五点ある。文書部が、一紙あるいは複数紙の卷子であるのに対して、こちらは冊子であるという形態上の違いがある。「三綱日記」などのタイトルを持つ歴代執行の記録、その他の経営資料などから構成される。中世に関するものは、近世写本を含めて、約五〇点弱を数える。残り大部分は近世である。

現在の整理順は、本来の管理状態を反映したのではなく、東大寺図書館にはいつてからのものであつて、概ね正倉院関係・役職日記・法会関係（維摩会・法華会・手搔会）、その他の順になつてゐる。ちなみに東大寺図書館には、他に記録部一四一架・一四二架があり、これらも同様の原則である。

このうち、中世のものについては、畠山聡作成の「東大寺図書館所蔵記録部等解題（抄、中世関連史料）」が約五〇点を取り上げる¹³。主なものを示すと表1のようになる。

中世分でもっとも古いのは、「東大寺年中行事」（葉2—220、鎌二七—二〇三〇八）である（以下「年中行事」）。本奥書によつて正安元年（一二九九）十一月に「執行上座法眼」によつて作成されたことがわかる。三輪によれば、この上座法眼は慶舜であつた。さらに奥書に「貞和二年六月執行朝増法眼注進之」とも見えてゐる。内容的にも執行の業務に密接に関わることは三輪の指摘の通りであり、さらに後述のように朝増は薬師院であつたから、薬師院伝来史料と解される。ただし、これ以後、永享年間まで、史料が残つていない。

室町前期以後は、執行の業務と関わる史料として、執行日記、法華会・手搔会・浄土堂などの記録が残るようになる。原本に関して言えば、永享年間以後のものである。文書部において、厳密な意味で執行家伝来文書は南北朝後期頃頃からであるから、それよりやや遅れる感がある。なんらかの問題

が発生していた可能性は高い。

また文書部と同じく、記録部にあつても蒐集史料が含まれる。寺内・寺外があつて、寺内では、法華堂関係の記録として、「賢成戒和尚拜堂記」「旧記抜書」「法華堂要録」「寺迎之記」などがある。寺外では、「興福寺」衆中集会引付」がある。さて執行伝来史料には、注目すべき二人の執行がゐる。慶実（永享頃）と叡実（永正頃）である。慶実は五点、叡実は二二点がそれぞれ残る。

両名の特徴は、執行職をめぐる相論の当事者であつたことである。永正年間の叡実については、正法院との争いの結果、両院の輪番制が取られたことが知られる¹⁴。これは叡実の記録に詳細に記されてゐるところであつて、翻つてその危機感こそが、筆を取らせたのであつた。次に永享年間の慶実について詳しく見ていきたい。

二 永享年間の執行慶実のふたつの記録

永享年間（一四二九—一四四一）の慶実が残したものの中で内容が豊富なものは、「東大寺執行所日記」（葉2—107）と「執行職事（記）」（葉2—142）である。以下、それぞれ「日記」「事記」と略す。両者とも若干の落丁の可能性はあるものの、概ね残存していると思われる。「日記」は、日次記ではなく、文書

表 1

史料名	番号	備考
東大寺執行所日記	薬-2-107	応永12年、実濟撰。永享11年(1439)慶実写。
東大寺執行所日記	薬-2-109	永正2年(1505)～7年、叡実撰。
東大寺執行方日記	薬-2-111	永正4年(1507)～17年、叡実撰。
東大寺執行職得分請取日記	薬-2-140	明応6年～永祿6年、叡実撰。
執行方諸補任成下引付(後欠)	薬-2-141	明応6年(1497)～永正15年(1518)、叡実・頼実撰。
執行職事記(後欠)	薬-2-142	永享5年(1433)10月5日～文安6年(1449)、慶実撰。
執行職私記(後欠)	薬-2-143-1	明応6年(1497)、叡実撰。
東大寺執行職折中之記 私	薬-2-143-2	明応6年(1497)～永正2年(1505)、叡実撰。
執行職之次第	薬-2-144	永正14年(1517)、叡実撰。天文23年(1554)、頼実撰。
東大寺々門惣別日記	薬-2-157-2	永正16年(1519)・17年(1520)、叡実撰。
寺辺之記	薬-2-158	天文3年(1534)～慶長6年(1601)、法華堂衆連乘院寅清撰。
旧記抜書	薬-2-159	嘉吉2年(1442)～永正9年(1512)、法華堂衆撰。
法華堂要録	薬-2-174	長祿3年(1459)4月3日～文明15年(1483)、法華堂衆撰。
任職控	薬-2-192	永享11年(1439)8月、慶実撰か。
浄土堂方日記	薬-2-206	永正2年(1505)～同10年、弘治3年(1557)、叡実撰。
賢成戒和尚拜堂記	薬-2-208	康永2年(1343)、法華堂衆撰。
清澄庄近年日記	薬-2-217	永享4年(1422)、慶実撰か。
東大寺年中行事	薬-2-220	正安元年(1299)、慶舜撰か。貞和2年(1346)朝増写。
手掻会行烈次第并修人	薬-2-260-1	長祿元年(1457)、実濟撰。
貞和四・正長元転害会施行日記	薬-2-285	貞和4年(1348)、実舜撰。正長元年(1428)、慶実撰。明暦元年(1655)実宣写。
転害会施行日記	薬-2-286	正長元年(1428)、慶実撰。
永正二年転害会記	薬-2-287	永正2年(1505)、叡実撰。
法花会日記	薬-2-291	永正2年(1505)、叡実撰。
法花会始行日記	薬-2-292	永正10年(1513)、叡実撰。
法花会日記	薬-2-294	天文9年(1540)、頼実撰か。
法花会日記	薬-2-297	天正5年(1577)、実祐撰。慶長7年(1602)英祐撰
衆中集会引付	薬-2-305	天正6年(1578)、興福寺沙汰衆宗信撰。

文例集である。一方、「**事記**」は永享五年から十二年までの特定の行事・事項のみに限定した内容である。

この二つの記録成立の背景は、「**日記**」の奥書と、「**事記**」の紙背文書から窺える。まず奥書である。

抑此記者、応永十二年之比、実濟法眼為當職數ヶ年致沙汰日記也。其分者、先祖朝舞法眼・同息朝増・舎弟之実舞法眼等、代々為當職致沙汰先跡也。然又近日居被職之間、為相學應永之跡所写之也。自然不信在之者、以古本可有校合矣。

永享拾一年（乙未）卯月十三日（花押）

実父であった執行実濟が応永十二年（二四〇四）に撰述したものを、さらに永享十一年（一四三九）に慶実が書写したのであった。「最近、執行となったので、実濟の前例を学ぶために写した」とあるが、慶実が執行となったのは、約五年前の永享五年十月であった。「**事記**」（第三丁）にその補任状が見える。

しかしこの補任は決して安定したものではなかった。それを示す史料が、「**事記**」の紙背文書にある。

東大寺執行ほうけうけい実謹申、

右、かの執行しよくハ、そのけつあるによつて、あておこなハるゝものなり。しかるにせん執行のやうし、かの執行しきハ代々もちきたりたる事ニて候を、こんとよく□もた

せられ候とて、上（意）いをうか、い候へきよし、その間□□ん執行よりた、さきハ、たい舜（宗？）と申候し（ゑいとくの比）、そのさきハ又□□□と申候し（い（実和）わの比候）、この二人ハけい実かために、ひとり□□□、ひとりハおほ（宗父）をち、い（先祖）つれせんその執行ニて候。けい実かおや実せい□せん執行の中□に応永□比、執行をつかまつりて候。かやうに候事を、代々もち□□たるよしかすめ申候。はやりうん（理通）の事に□□む・てらのさたともにおもひ候て、あておこなわはる□事ニて候。せんするところ、きこしめし入候られ□すハ、みち（宗理）のり御はからいたるへく候。

えいきやう五年十二月 日

これによれば、慶実の補任は、「せん執行」の死去に伴うものであったらしい。関係史料によれば前任の執行は寛専という人物で正法院と想定される。その養子が由緒ありとして、おそらくは別当に訴え出た。それに対しての訴えである。慶実は、秦舜・実舜・実濟と連綿と一族が執行についた由緒を述べ、自らの正当性を主張し、正法院の訴訟を棄却するよう求めている。

このような正法院との対抗関係において、執行の地位を保つためにも、業務の円滑な遂行が重要であった。「**日記**」奥書に立ち戻れば、慶実は先祖の知識をまとめた父実濟の書を参考としつつ、業務に専念したのであろう。そのことはこれか

らの分析で再確認される。以下では、「日記」「事記」の順で内容を見ることとした。

(1)「東大寺執行所日記」(葉2-107)

「日記」は、冒頭付近に「東大寺十二大会」の一覧を置き、その後は大きく三部立てとなっている(表2)。第一部現用文例集(第一〜二三丁)、第二部非現用文例集(第二三〜三一丁)、第三部現用の重要事項(第三二〜三七丁、一部文例あり)に分けられる。

まず冒頭付近の「十二大会」の内容は表3のようなものである。東大寺の十二大会については、三輪眞嗣の研究がある⁽⁶⁾。魅力的な指摘ではあるが、さしあたり「日記」にこれが掲げられているのは、概ね平安時代以来の由緒を持つ、別当・政所系列の法会で、執行を含む三綱が法会運営に携わっていたことに由来するのであろう。まさにアイデンティティーの問題である。なお表2のうち、「日記」「事記」に見えるのは華厳会・法華会・万燈会のみである。すぐれて理念的なものであった。

・第一部・第二部文例集

第一部・第二部は、法会・行事などの用途支配回状の実例をあげる(表2)。記載内容は、行事名・所課品目・所課荘園・納入期限・納入場所・年月日などである。また文書の先頭の

右上に、回状を持参する使用者が記載されている。一例をあげる(六丁表)

小綱觸之、

来廿三日八幡宮大般若供養樂所酒肴事、

合 酒肴可為六十人之用意也。

黒田莊(酒二斗五升、肴二種 蓮根・煮和布、大瓶一枚、

長櫃一合、折敷廿枚 銚子鍔、酒土器廿)

笠間薦生莊(酒一斗三升、肴一種 午房折敷十枚、箸

三十前)

北伊賀莊々(酒一斗五升、肴一種 タウフサシ折敷十五

枚、箸三十前)

櫛莊(粽二合小土器三十) 清澄莊(粽一合半小土器

十五)

薬蘭莊(粽二合半大土器十・小土器廿) 長屋莊(粽一合)

賀茂莊(粽一合)

雑役莊(粽三合小土器三十)

右酒肴者、来廿三日(辰初點) 任例可致寄于三味堂辺之状、如件。

応永十二年三月十五日

傍線部は、小綱がこの回状を回覧する使者であることを示す。三月二十三日の東大寺八幡宮(手向山八幡)での大般若供養で舞楽を奉納する樂所樂人などの酒肴用途を黒田莊など八箇所課したものである。銭ではなく実際の料理・酒が課

表 2

文書日付	行事等	所課内容	使者
第1部 現用文例			
応永12年正月1日	八幡宮大官政所長講	(不明、黒田・薬園・樺諸荘)	小綱
(同上)	八幡宮若官政所長講	(不明、雑役・清澄・賀茂・長屋諸荘)	
応永11年12月27日	講堂修正会	楽所酒肴	堂童子
応永12年3月15日	八幡宮大般若供養	楽所酒肴	小綱
応永12年5月29日	大湯屋粥漬	差し蒔	木守
応永12年6月10日	供御瓜	瓜	小綱
応永12年7月	龍池祈雨	差し蒔	木守
応永12年7月18日	(同上)	巫女・神人酒肴	小綱
応永12年8月20日	転書会	田楽南中門菓子酒肴	小綱
応永12年8月10日	(同上)	大衆坊坊酒肴	小綱
応永12年8月15日	(同上)	神馬飼	木守
応永12年8月25日	(同上)	昼	木守
応永12年8月20日	(同上)	飯屋三輪板	木守
応永12年8月25日	(同上)	飯屋蒔	木守
応永12年8月15日	(同上)	馬場掃除	木守
応永12年8月25日	(同上)	競馬単衣	小綱
応永12年8月25日	(同上)	駕輿丁	小綱
応永13年2月	東大寺法華会	綱所日供焼飯	小綱
応永13年2月10日	(同上)	掃除	木守
(同上)	(同上)	無官布代	
応永12年12月20日	大湯屋正月昼	昼	木守
第2部 非現用文例			
明德元年10月20日	八幡宮神輿助座	御前蒔・簾	木守
永和4年?12月27日	(同上)	(大宮?)正月三が日御菓子	
永和4年12月27日	(同上)	若宮正月三が日御菓子	
永和4年11月12日	八幡宮遷宮	楽屋昼	
永和4年11月12日	(同上)	注松・続松	
永和4年11月	(同上)	宿直人	
永徳3年6月18日	造東大寺司長官瓜	瓜	
(永徳3年10月1日)	興福寺維摩会	第三夜豎義威儀供	
永徳3年10月1日	(同上)	第四夜豎義三方院家威儀供	
応永2年8月	衆会所簾	簾	
至徳2年8月	正倉院宝物渡	渡し人夫	
嘉慶元年11月6日	興福寺?法華会	第四夜豎義威儀供	
建武5年6月8日	祇園社神子・神人酒肴	酒肴	

第3部 現用の重要事項

正月1日上司御倉祭の供物/正月9日大仏殿修正会の供米の札/正月2日公人・小綱節/鎮西米納所のこと(年貢の先例)/盗人尋問の時の公人などへの振る舞い/執行初任の公人・小綱への饗膳/勾当・小綱・公人などの補任料/美濃大井莊職人上洛時の執行への献物/公文所菖蒲蒔きの際の公人への振る舞い/法華会新仏供の小綱などへの下物/手掻会の仕丁への祿物/法華会・華厳会会料の催促使者/玉井莊の執行得分・手掻会相摸料・孟蘭盆瓜/樺荘・河上莊の執行得分/公人の使役/歳末節(六堂中よりの献上)/12月発給の切符の文例(七賢御仏供・湯木科・山陵御仏供・疫神供料他)

表 3

月	日・法会
1	(吉日) 大仁王会
3	4 花厳会
4	8 仏生会
5	5 小五月会
6	14 万華会 /22 千華会 /28 解除会
7	15 妓楽会
11	14 千燈会
3	16 法華会
12	14 万燈会 方広会

八月日手搔会疊莊々支配状(葉1-73)にあつて、そこでは莊園ごとに「奉」が異筆で書き加えられている。これは、所課を了解した莊園の給主が書いたと考えられる。つまり使者が回覧・確認の上、執行のもとで保管されたのであつた。後述の「事書」中では、「日記」にある文例の書式と一致するものが複数あり、この「日記」の文例によつていたことが確認される。

こうした文例だけでなく、随所に「私云」「記云」として、例えば物品の差配など行事当日の決まり事などが補足的に記されている。業務用のマニュアルとしての価値を高めている。第一部と第二部の別は、前者が「近年所沙汰付之支配」、すなわち現用であり、後者が「惣而近年改マリテヲ用イス、

されているから、それぞれの莊園を割り当てられた「給主」と呼ばれる寺内構成員(主に僧侶)を賦課対象としたと考えられる。午前七時(辰初

点)までに、境内の三昧堂に持参せよとある。こうした回状の実例は、文明十九年(一四八七)

但御動座之時、筵簾等ハ、応永年中マテモ入ル時ハコレヲ用ル也。自余者、惣而不用也。雖然、若不変之時、為相答、古物ヲアツメテ書載」たもの、すなわち非現用のものであつた。その具体的な行事などは表2に示した通りである。非現用となつたのは、財源問題などにより執行の関与が消滅したのが最大の理由だろう。

一方、第一二部に記載の莊園は、大和・伊賀・山城・摂津など畿内・東大寺隣国に限定される。例外は美濃大井荘である。同時期の室町前期の東大寺領は、越中高瀬・遠江蒲・播磨大部・周防国衙などがあり、文書も比較的豊富に残存するが、それらがここには一切見えない。一方で、ここで確認される莊園のほとんどは、当該期の文書が残存していないために、存在自体が曖昧であつた。しかし、「日記」はそれらがなおも、東大寺の法会の基幹部分を財務上支える重要な役割を担つていたことを示す。文書残存と、実態との乖離は注意する必要がある。

・第三部現用の重要事項

取り上げられるものは、表2の通りである。十二月発給の切符の文例を除けば、各行事や業務の先例を書き上げたもので、第一部の「私云」「記云」と共通性がある。そのうち公人関係のものは後ほど紹介したい。

(2) 「執行職事(記)」(葉2-142)

全八六丁で永享五年（一四三三）十月五日の慶実執行補任から始まり、永享十二年八月の途中（公人補任の記事）までが、内容的には整っている。その直後は、文安四年（一四四八）から六年までの公人補任の記事がごく簡略続き、さらに二紙余白がある。

原表紙には「永享五年（癸丑）十月五日始之」として慶実の署判もある。永享十二年までは同筆であること、修正などがないこと、そして後述のように扱われる事項が一定していることなどから、永享十二年段階で、それまで手元にあった記録をもとに編集されたものと理解できる。また上部に見出し付きの付箋が貼り付けられており、後年参考資料として利用されたことが窺える。

記述は、年単位で、時系列に沿ってはいるが、日々のできごとを記すものではない。特定の行事・法会に固定される。その内容を整理すると表4のようになる。大きく（あ）執行が用途の徴収・夫役手配、当日の物資配分などに関わった行事・法会、（い）公人・小網など部下の任命と下行物、（う）執行得分に関するもの、に分けられる。固定された行事・法会は、「日記」が取り上げるそれとはほぼ一致している。すなわち、「事記」は、「日記」の行事・法会の実態を記録したものであった。翻って、ここに見える内容こそ、少なくともこの時点において執行として押さえるべきものであった、と言

表4
える。

行事・法会	分類
元日御倉祭	あ
3～5月華厳会料催促・請取	あ
3月八幡宮大般若経供養	あ
5月葛蒲狂き	い
5月山城玉井庄得分交	う
5月大湯屋粥漬延	あ
5月大和標庄執行得分交	う
6月御供瓜	あ
7月玉井庄盆供瓜	い・う
9月大和河上庄執行得分米	う
9月～八幡宮転害会	あ
10月執行得分玉井庄分転害会相摸米	あ・う
10月～法華会料催促・請取	あ
11月頃法華会無官絹布代・講師坊料理・網所日供など	あ
万燈会	あ
12月七賢御仏供等切符8通	あ
12月大湯屋壺・正月長講など支配	あ
12月六堂・出納歳末献上	う
龍池祈雨	あ
公人など補任	い

以下、冗長になるが、当該期の執行の実態を検討する素材として、「日記」の記述も交えつつ、（あ）（う）について紹介したい。

（あ）執行の関与した行事・法会

表4に示したように年間を通して多く行事・法会の記事があるが、紙幅の都合で、孟蘭盆瓜・龍池祈雨・華厳会のみ取り上げる。

・孟蘭盆供の瓜

鎌倉後期の「年中行事」では、七月十五日の孟蘭盆講は法華堂にて行われた。執行は瓜を二百個用意して、寺内の役人

である大膳に送る。また莊園の負担としては、薬園・清澄・櫛莊などの米と玉井莊の瓜・茄子があつた。前者は御仏供料・薬料などに充てられ、さらに残余が瓜の代に充てられた可能性もある。瓜二百個の内訳は、百個が仏前の供物で、残りが出仕僧侶八〇人と三綱で分配されたと考えられる。

一方、『事記』では、瓜以外の記事は見えない。また玉井莊の以外の莊園の負担もない。その玉井莊も瓜現物ではなく、代銭となつている。室町前期においては、執行がその代銭をもつて瓜を購入し大膳と三綱に送つていたのである。瓜の購入は執行によつて気を遣うことであつて、詳しい記述が見えている。上納銭高の減少・購入のタイミンク・品揃え・価格などが問題であつた。永享六年度をあげる（第二四丁）

一、玉井莊盆供瓜代事

請取 玉井莊盆供瓜事

合壹貫六百文者 薪五十束上

右、式貫文内且所請取之状如件。

永享六年（甲寅）七月十二日

執行所（花押）

以此代、十二日・三日之間、瓜ヲ売フ。尋常之瓜ヲ二百ソロヘテ、十三日々中過程ニ大膳方ヘ下行畢。アナタヨリ瓜二百ノ請取ヲ以テ請ニ来ル。彼二百之内三綱所分（人数可隨時）・勾当（二人分）、コノ分ヲハ此方ニト、メテ、

コレヨリ下行畢。瓜二百五十計モ売テ、其内勢分同程ナル瓜ヲソロヘテ可下行也。十三日一朝ニ売ソロフトモ、不可有子細歟。但瓜難得ナル年ナラハ、一朝ニハソロエカタカルヘシ。然者十二日ヨリモ半分計ハ可売置。十一日ナトヨリハ、如何様ニモ売ヘカラス。瓜損シテ、イタツラ物タルヘキ故ナリ。向後為意得委細注之。当年ハ瓜時分ニ合間、サノミ不及苦勞。瓜百ヲ代三百十文ツ、ニテ卖了。然而八百文計ニテ売テ、尋常瓜ヲソロヘテ二分渡了。代コト可随年者也。玉井莊ヨリ沙汰分ハ、毎年定リテ二貫文タリト云ヘトモ、近年一貫六百文沙汰ト号シテ減少以外也。荒否ト号シテ減少云々。

まず玉井莊よりの銭・薪上納があり、それへの受取を發給する。孟蘭盆初日七月十三日正午までに瓜二百個から三綱・勾当へ渡す分を引いた上（永享十年度は五個）で、大膳に届けるきまりであつた。十三日朝の市で調達するのをもつともよかつたようである。ただし市での取り扱い数が不足し全てを調達しきれない恐れのある場合には、前日の購入も可としている。それ以前は瓜が傷むために適切ではないとする。真夏のことであり、当然の配慮であつた。孟蘭盆の最終日十六日に持たせるためにも、鮮度の維持に心配りが必要であつた。慶実にとつて最初の孟蘭盆瓜購入にあたるこの年は、瓜二百五十個を八百文で購入した。単価は三・二文である。一

方、市場の値段は「瓜百ヲ代三百十文」で単価三・一文であり、やや高めに購入している。初めてということ、見栄えをよくしようという意図の表れであろう。また玉井莊よりの上納錢が二貫文から減じていることへの不満も述べられているが、瓜の購入費は八百文であるから、そのことを見越した百姓側のしたたかさをむしろ読み取るべきなのかもしれない。

瓜を購入した場所であるが、永享七年には、「虹ニヨテ大仏殿ニ市ヲ立ラル、間、於此市ソロヘテカワセテ、是ヘハコハスル也、近々タル間、別而煩ナキ者也」とあり、永享十年には、「可然之買手ヲ手搔ヘ出テ、瓜ヲ大概ソロヘサセテ」とある。中世において虹が立つ場所に臨時の市が開設された。永享七年の大仏殿での市はそうした事例のひとつに追加される。一方、永享十年の手搔は、東大寺境内の北西側で奈良街道に面する転害門以北にあった手搔郷である。鎌倉後期には宿としてあり市も立っていたことが知られる。通常はおそらくこの市で購入したものであろう。

ところで「代こと年に随うべきなり」とあるように、価格の変動が前提となっている。永享六年〜十一年の状況をまとめると表5の通りであって、一個あたり二・七文〜四・二文の幅がある。高値となった永享九年は洪水による不作のためであった。天候の不順は大きな影響を与えたのである。

天候不順は水害のみではない。日照りもまた深刻な影響を

表5

年	記事	数量(個)	単価(文)
永享6	大膳へは尋常瓜が揃う。	250	3.2
永享7	瓜の大きさ揃わず。		
永享8	当年大炎旱。瓜不足気味。		
永享9	洪水のため高値。10日以前購入分傷む。品質も悪い。	223	4.2
永享10	瓜豊作	227	2.7
永享11		230	2.8
永享12		220	2.5

及ぼす。永享八年は早魃のため玉井莊よりの孟蘭盆供用途錢が規定の半分一貫文しか到来していない。このような小雨の時、東大寺は、次に見る雨乞いの祈禱¹¹祈雨によって、これに対応した。

・龍池祈雨の実施

龍池は東大寺大仏殿の前の参道東側にある。早魃に際しては同池にて雨乞いの祈禱が行われた。「事記」には、永享六年四月・七月、八年閏五月、十年八月の記録がある。永享六年の記事を掲げる(第一六丁)。

一、祈雨事

自四月二日於龍池可有祈雨、任先例可成卷莖之支配之由、
 自年預所三月廿日に触承之間、則成支配畢。^a安文支配
 之双紙内ニアリ。仍二日莊々莖ヲ出云々。^b自是モ清澄・
 雜役分ニ三枚出了。イツレモ借出者也。後ニハ自給主、
 取ニ遣スヘキ者也、巫女・神人モ同自二日致沙汰云々。
 巫女・神人中酒肴之事、先ツ一七ヶ日致沙汰テ後、猶雨
 不降之時、重又致其沙汰時、依致粉骨一七七日ニカ、レハ
 酒肴ノ支配ヲ成法則流例也。当年炎旱ハ一七日之間ニモ、
 更不可降気色也。然而一七七日ニカ、ラハ可支配之間、内々
 令用意之。至八日（七ヶ日）マテ更雨不下。（略）

爰九日自暁天、大雨降下之間、珍重不過之。酒肴事、
 二七日ニカ、ラス、一七日分テ満足之間、不及支配者也。
 然之間、雖四五日尚々雨降之間、借出莖共自木守方給主
 之許へ儘送返了。

四月二日に年預所よりの指示を受けて祈雨は実施された。
 雨乞いは巫女・神人が行い、そのための莖と酒肴の用意が執
 行の役目であった。莖は大和の莊園の給主からの借用であつ
 た。傍線部 a は、「支配」つまり莊園賦課の文書の案文は、
 「支配の双紙」に基づくの意味である。「支配の双紙」は「日
 記」を指すと見てよい。ちなみに「日記」には、応永十二年
 （一四〇四）七月日龍池祈雨差莖支配回状にて、黒田以下九

箇所に割り当てられている。回状の使者は木守であつた。

やや細かな点だが、傍線部 b は、清澄莊・雜役莊分は慶実
 自身が給主であるので、自ら莖を出したの意味である。

引用史料の後半は、酒肴についてである。七日間の内に雨
 が降らず、さらに七日間延長される場合は、神人・巫女に酒
 肴を振る舞う原則なのであり、今回は雨が期待できなかつた
 が、幸いにも期間の内に雨が降り、酒肴を出さずに済んだと
 述べる。

酒肴の内容は、「日記」から知られる（第九丁）。

龍池祈雨 巫女・神人中酒肴事

合

黒田莊（酒六舛、肴一合（午房）、折敷二十枚、箸三十前、

大瓶一杓、長櫃一合、酒土器廿、銚子・鍬等）

笠間薦生莊（酒三舛、肴半合（蓮根）、折敷十五枚、箸

十三前、大土器十五）

櫟莊（酒二舛、小土器十、花瓜十） 清澄莊（酒一舛五合、

花瓜七、小土器八）

葉蘭莊（酒三舛、小土器十六、花瓜十五） 長屋莊（酒七合、

小土器四、花瓜五）

賀茂莊（酒七合、小土器四、花瓜） 雜役莊（酒二舛、

小土器十、花瓜十）

以上

右来廿日〔鐘定〕可被奇龍池辺也。祈雨既一七ヶ日畢。而重又致沙汰之間、任先規支配如件。

応永十二年七月十八日

私云、此酒肴モ如経供養之時、黒田之雜掌取調テ渡云々。小網并執行所之使如毎度カ、レハ、毎度所成支配也。花瓜事、別而是非本式、何ニテモ時之景物、或枝大豆、或菌豆不可有子細事也云々。

酒と肴、そして食器など一揃い莊園賦課によって調達している。当日折敷ごとに配膳するのは黒田莊雜掌の役目であった。黒田莊はそもそも賦課内容も他を抜きんでており、その財力が期待されていたことが窺える。この時の肴は「花瓜」すなわちキュウリであったが、傍線部にその時々々の旬のものだよとして、枝豆などを例示する。

なお右の引用史料でも、酒肴は祈雨が延長された際として「事記」の永享六年度はこの点をめぐり続きがあった。

同年は少雨が続き、七月にも雨乞いが再度実施された（第二五丁）。今回は東大寺別当の指示による。ところが今回、神人側から酒肴のことで要求があった。すなわち、前回酒肴を賜らなかつた四月分と合算すれば、今回はすでに酒肴を賜る権利があるのだから、それを要求する（「先立之七ヶ日ヲ相統シテ、二七日ニ及之間、急酒肴可給由、委細申候」）、と。対して、執行は継続した場合であるとこれを拒否している。

結局、この七月度では七日間で雨がなく延長となったために、酒肴支給となつてはいる。なんとか多くを得ようとする巫女・神人側となるべく負担を減らそうとする執行側とのやり取りが興味深い。

・華厳会

以上の孟蘭盆瓜・龍池祈雨は、執行が実際に運営に携わっている。「事記」に見える法会・行事のうち、法華会・手搔会などもその同類である。特に手搔会については、薬師院文書中の関係史料を網羅的に翻刻した畠山聡の仕事に明らかである¹⁸⁾。しかし、一方で記事の内容を見る限り、ほぼ形式的に関わっているにすぎないと考えられるものがある。その一例が華厳会である。

華厳会は、華厳経の法楽の法会であり、大仏殿にて読経・舞楽奉納が行われる。規定出仕僧は一八〇名で、朝廷より勅使が派遣される「勅楽」の形式を取っていた。華厳宗の本所である東大寺にとつて、本来重要な法会であった。ただし法華会に比すれば、寺内での扱いは軽くなつており、鎌倉後期には、出仕僧の減少が度々問題となつている。法華会と違い、僧侶昇進に直結する論議が華厳会では行われなかつたことが大きな原因であるという¹⁹⁾。

次第については元弘二年（一一三三）二月日華厳会式次第（葉一―24）に詳しい。また「年中行事」では、執行担当の

会場設営、仏供、舞楽関係者饗膳・禄物、そして年預五師担当の出仕僧への供物という分担になっており、前者の用途は、鎮西米・大井荘など別当領から、後者は、大和国内の諸荘に散在する華嚴会免田が負担をした。²⁰⁾

南北朝期になると、執行担当分の舞楽関係用途の確保が困難となっていた。康応二年(一三九〇)十一月樂所等申状(東大寺未成卷文書6―8)・応永九年(一四〇二)十二月日惣樂所等申状案(同10―31⁹)によると、その財源はもっぱら寺内僧侶からの借錢によっている。

こうした背景を踏まえつつ、『事記』の関連記事を見たい。毎年三月上旬に、大井荘に対して催促の公人が下向する。彼らは、執行が発給した沙汰人・百姓宛の公文所下知状を持参している。四月から六月にかけて二ないし三回に分割して代銭納がなされる。永享六年は総額三三貫文であった。代銭が東大寺に上納されると、その都度、執行は以下のような文書処理を行う(第一七丁)。

【A】

一、花嚴会料請取等之事

検納 大井荘花嚴会々料事

合拾参貫文者、

右、当年分之内、且檢納如件。

永享六年〔甲寅〕卯月十九日

公文所判

^a 此請取ニ納所有加判歟。

^b 此拾三貫文料足、納所淨願坊請取云々。

地下之送文并往来、同壹貫二百文也。執行得分等、自淨願坊送賜之畢。

通常、このような請取は、実際に銭を受け取った公文所¹¹執行が莊園側に出したと解釈されるべきものである。しかしそうではなかった。問題は「納所」である。この「納所」こそが実際に莊園よりの用途を受け取った人物であった(傍線部b)。それに故に、「納所も判を加えるものか」(傍線部a)となる。執行のもとには、納所から得分一貫二〇〇文が送られたのみである。すなわち、この請取における公文所の判はなにか形式的なものであった。

納所と請取の関係については、永享十一年度の記事が参考となる(第七三丁)。

【B】

一、花嚴会料事

式拾八貫文五月二十九日〔到来云々〕

此内一貫二百文執行分、六月卅日請取了。五月廿九日請取ヲモ出シ、此一貫二百文ヲモ可納之処、樂所之錢主安樂坊〔大進得業憲延〕四月廿九日逝去之間、彼錢主之跡、不定ニヨテ六月卅日マテ延引也。返抄者、仮請取ヲ下ケルトカヤ之間、正返抄ヲハ、于今不下也。

正返抄トハ執行所之返抄也。錢主之納所加判在之。

永享十一年の記事は、請取を出すべきところ「楽所之錢主」が死去したため、正式の請取（返抄）が出せないために、仮返抄を出したとする。注目すべきは、「楽所之錢主」は「錢主之納所」とも言い換えられている点である。つまり死去した「錢主」が「納所」だったのである。前述したように楽所の用途は寺内借錢で賄っていた。そして、錢主が納所となることは、例えば八幡宮大般若供養に事例がある。応永九年大般若供養において用途を融通した錢主水門富田坊が同供養の納所となっていた。

すなわち、用途の不足を補うために、大井荘の華嚴会料をかたとして過去のある時点で借錢をした。錢主¹¹債権者は、みずから大井荘華嚴会用途の納所となり、返済分を取得することになったと考えられる。

これらを踏まえて、「A」の傍線部aと「B」を解釈するならば、請取には納所の署判が必要であったということにある。さらに「事記」永享十二年分の記述には、到来した分の半分は、去年の未進分に充てるようにという「楽所之錢主」の要求があり、永享十二年分と永享十一年未進分のそれぞれの別の請取状を作成したとある。

当然ではあるが、債権者たる錢主納所が優位だったのである。こうした錢主との関係に加えて、「日記」「事記」では、

用途催促・請取の記事以外に華嚴会の記事がないことも注意が必要である。当日会場の設営などにかかわる記述のある法華会とは対照的である。慣習的な文書の手続き上の関与と得分取得にとどまっていた可能性がある。とは言え、安定的にルーチン化した業務について「日記」「事記」では省略された可能性もあるから、なおの見極めは必要だろう。

(い) 小網・公人との関係

小網・公人他は、東大寺の下級役人である。小網は法体、出納・公人などは俗体で、さらに公人の中から各堂舎付属の堂童子が任命された（ただし大仏殿堂司は法華堂・中門堂衆から補任¹²）。その活動については、稲葉伸道・平澤悟の研究に詳しい。平澤は執行が任命権者であり、かつ補任に際して、小網・公人などは任料を執行に納めていたことを、永正年間の叡実の記録から指摘している。

「事記」には、永享年間の任料に関わる次の記事がある（第一丁）。

諸職補任事

両勾当各三貫文（使二百文式三石）、小網七百文、公人百文、主典三百文、出納一貫文、大仏堂司三石（近年一石余云々）、講堂五石（使百文）、六堂十石（使二百文）、大炊五石（使百文又五百文）、戒壇五貫文（使百文）、七堂一貫文、塔一貫文、

平安時代において、制度上、小網・公人・神人は、三網の被管であった。その結果、鎌倉時代以降は、そのまま執行の被管になったと考えられる。執行にとって、彼らからの補任料は得分化していたのである。

「日記」「事記」では、執行が小網・公人を使役する内容として、小網では各行事での給主への用途支配回状の回覧、会場設営・当日役割などがある。公人は、法華会・華厳会用途催促のための大井莊への派遣が認められる。「日記」には、公人について、「京上・伊賀巡・笠置巡等召仕事、如年預所。」ともある。平澤は、公人が政所方（執行）と惣寺方（年預所）に両属関係したと指摘するが、その通りであった。また小網の活動が寺内であるのに対して、公人は寺外に広がっていることも確認できよう。

以上のように、執行は補任料をとりつつ、使役することもあったのであるが、一方で彼らを労う必要もあった（第一四・三三丁）。

一、（永享六年）三月二日公人・小網之中へ一コンノ代下
行ス。

五百文（小網之中へ）・一貫五百文（公人中へ）

コノ一献ノ代ト云者、当職ニ任シテハ、公人・小網ヲ
召仕ニヨテ、初任之時下行スル事也。但近比者、其年
ノ内ニ下行之跡モアリ。大都ハ次年中ニ下行云々。祖

父（大夫法眼）実舜執行之時者、次年調下云々。慈父
（大夫法眼）実済自応永十一年至十四年当職ヲ沙汰ス。
其時モ次ノ年小網中へ五百文、公人中へ壹貫文下行セ
リ。然之間、任其跡今度可下行之由、令問答処、公人
之人数事外増之間、以只壹貫文モテハ、不可叶候。所
詮者、無論之様皆以執行所ニ可参申、調シテ可給之由
申之間、無力五百文増シテ、壹貫五百文外行了。

（略）○以下第三三丁

一、（同七月）去春公人中へ一献料下行之時者、成清ヲ口
入人トシテ借錢シ畢。隨而花厳会料使二人近日上洛
云々。「一献之代」二人シテ一貫文致沙汰云々。成清請取
テ、彼錢主方へ渡云々。

これによれば補任当初は祝宴を設けて、小網・公人を接待
するしきたりであったのだが、現在は祝儀の錢を下すように
なったとする。執行就任の年に行うこともあったが、祖父・
父は就任翌年であったので、それに倣った。公人の人数が増
加したので、従来そのままでは一人当たり減額となるため、公
人よりは今後執行に奉公するので、十分な下行をしてほしい
との申し入れがあり、五割増の下行となったとする。後半の
引用記事では、その不足分は借錢で補ったことがわかる。傍
線部の「一献之代」とは、大井莊から帰還した華厳会料徴収
の使者公人が、執行に献上するもの、すなわち執行得分であ

り、それを借銭の返済に充てたのであった。

本筋から逸れるが、公人が借銭の口入れをして、その返済にもあたっている点は興味深い。銭主と公人との結託がほの見えるようである。

下僚饗応の場は別にもあった。五月の節供の菖蒲葺である。

永享六年度をあげる（第一八丁）。

一、五月四日菖蒲葺事（菖蒲ヲ持参シテ葺之、ノホリハシヲ兼ヨリ立テラク。）

近年者、公人四十五人アリト云々。（略）所詮今度者、大勢ハアルヘカラサル由、兼以聞之。故者少々大井莊ニアリ、少々者指合云々。然之間、七間分用意之。（略）公人現出仕廿三人云々。（略）酒一斗七升雖用意、半分入之。人数減少之故也。折敷・土器・箸及至酒マテモ、依人数可用意。但酒ノ事者、大桶ニ、タフ、ト入テ可出之。アマリタル者可然也。目クホナルハ見苦シ。随而今度モ半分餘了。

五月節供の前日、執行の院家に公人が訪れ、邪氣払いの菖蒲を飾ることが慣習になっており、そのお礼として酒肴と粽を振る舞うこととなっていた。四五人分となると大事であるが、大井莊に下向したものだあって、結局ほぼ半数であったという。酒については、樽からあふれる程注ぐべき、と述べているのは、公人の目を意識してのことであろう。多くの

負担となりつつも、このように執行が下僚への饗応に心を砕く必要があつたのは、彼らから補任料を得ていたことへの「お返し」ということもあつたろうが、やはり正法院という対抗者の存在が大きかつたのではないか。執行として相応しいことを示すためには、実働隊たる小網・公人の支持と協力が不可欠だつたからである。

（う） 莊園からの執行得分

小網以下の補任料の以外にも執行には様々な得分があつた。

慶実の父実済による（応永年間）執行等得分注文案（葉1-140）²⁴では、執行得分として、法華会料・鎮西米・華嚴会料の一部、法華・華嚴会料催促下向使からの上納（「三箇会料之使料」）、河上莊三斗米・玉井莊（麦）・櫛莊（麦）・玉井莊御封米、補任料があつた。

このうち、櫛・玉井莊については、鎌倉後期の「年中行事」の「一 寺麦納事」という項目に、「無所下、同得分也」としてあつて、本来は寺内活動に使用されるべきものであつたが、執行得分に変質したものであつたらしい。

『事記』には、鎮西米・玉井莊御封米を除くと、実済の時と同じ得分が見える。以下では、東大寺境内北側の河上莊、大和の櫛莊、南山城の玉井莊の記事を紹介したい。²⁵三莊それぞれ異なる上納方法であつた。まず河上莊の例である（第

二六丁)。

一、河上莊三斗米方執行分事

請申^a 河上三斗米方執行分事、

合伍斗式升七合者、

右、所請申之状、如件。

永享六年(甲寅)九月十四日 請使判

此者、河上^a升定也。雖為何之納所方、此方之心任二可請也。

今度者、帥已講房之所ニテ請之。自河上致沙汰者、聽々被所下云々。大都八月之末、九月之初云々。

河上莊は鎌倉後期永仁年間から財源としての存在を増す莊園である。東大寺の北側に隣接するという優位な立地条件を活かし、莊園を八名にわけ、寺僧・神主を年貢徴収の納所に任命した。寺内諸活動の用途は適宜、担当者が直接彼等納所へ請求、渡されるしくみであった。傍線部^aは、まさに請求するの意味であるが、同時に請取としても機能した。後半は、請求する納所は任意であり、今回は「帥已講」という納所に請求したこと、また近接するので間をおかず支給されると記す。

次に櫟莊と玉井莊である。この兩莊は河上とは違い、執行が現地とやり取りをする。永享九年度には次のようにある(第五九丁)。

一、櫟莊内執行麦事

一段一斗五升(此内且七十文上六月四日、瓦釜ノ頭太郎)、

アサナハマコシト云々。同四日

一段一斗五升(此内且五十文上、宮ノ淨親云々。)

凡此麦事、雖為三石余、悉失テ、僅二段相殘。仍

雖加催促、任雅意、只跡付計之沙汰、言語道断也。

これによれば櫟莊は、負担する島地二段が固定されており、かつ作人ないしは請人から直接、執行に上納された。形ばかりの量である、と慶実は嘆く。

同莊には、給主ⁱⁱ預所が存在し、手掻会用途他の寺役を勤める(未成卷文書3-4-31)。また下司・公文・沙汰人など莊官も存在した。給主なり莊官なりが納める可能性もなくはない。しかし執行得分は、彼らを介さずにいわば給田と直結していたのである。櫟莊内にはこれと同じと見られるものがある。

法華会大仏供料田あるいは大湯屋湯田で、田地ごとの未進に関する史料が残っている。これらは、東大寺側のそれぞれ行事担当が、作人から直接徴収したことを示すものであって、執行の得分表についても同様と理解できる。いわゆる負所である。

このような方式が採用された背景としては、大和特有の土地所有の複雑さに注目すべきではないか。櫟莊内の大仏供料田の請人ないし作人のほとんどは興福寺寄人であった。彼等

は莊外の間であることも多く、莊園現地の莊官・沙汰人による管理は困難が予想される。結果として、取得者と請人・作人の当事者間のみで完結したと推測される。

同じ永享九年度の玉井莊の記事をあげる（第五九丁）。

一、玉井莊内執行麦事

一石五斗上（六月六日）。職事一人二ハ飯酒余者、取肴ニテ酒計也。此麦事、雖為二石、近年称荒否、五斗ツ、致未進之条、不可然。結句今度申様者、近日之大洪水、五十年以外之希代之事、仍諸国所々方々家人損失此事故。随而玉井洪水入テ、田畠惣成河候間、不可有本復之期之候。然者、後年ヨリハ、弥可減少候由申了。此間事コソ、任雅意之処、尚々不可有正体之条、珍事々々。今度洪水大方以外也。雖然此玉井之分濟ニ申様、事々敷者哉。又又執行方之公事田を求て、洪水之儀不可在之。所詮先者謳歌之至極也。但不可有隱事欺之由返答了。

玉井莊では、莊官沙汰人である職事が運送しており、執行は酒肴を提供している。この記事で注目されるのは、ひとつには、五〇年間なかったような大洪水に見舞われたために、田畠が水をかぶり、今後の収穫が期待できないとあることである。いまひとつは「執行方之公事田」と見える点で、執行得分を負担する畠地が固定されていたことが窺える。

実際、玉井莊内の畠地と作人を下司代他が報告した至徳四年

年（一三八七）七月二十九日玉井莊畠注文（葉1—31）も葉師院文書にはあり、そこには得島八反からの上納の内、「二石修行所へ上」として残りは預所に納めると記述がある。椽莊と同じくここでも負担をする畠地は把握されており、執行が作人と直接やり取りすることは可能だったのである。しかしそうはずせぬ玉井莊沙汰人が取りまとめて送っている。おそらくそれは、至徳四年の注文にあるように、執行と預所^{II}給主双方に納めることが影響しているのであらう。一方で、莊園側でもそれが適していたのかもしれない。それを示す事件が同じ永享九年の秋に起きている（第六二丁）。

一、（永享九年秋）玉井莊スマイノ米ノコト、近年減少シテ七斗五升ツ、雖致其沙汰、於当年者、一粒不致沙汰。其故ハ、彼地下御寺務ニ楯ツキ申テ、職事ナトヲ打害テ、百姓悉逃散アリ。凡以外事也。落居イツヨリトモ不聞。

ここに見える「スマイノ米」は手掻会相撲用途のことで、減少しつつも例年納めてきたが、今年は一切納めていないとする。理由は、地下が東大寺別当と対立し、恐らく別当側についた職事を殺害し逃散したため、という。対立のそもそも原因は、多分にこの年の洪水であったらうか。注目されるのは、逃散に訴えた莊民の結束の強さである。このことが分断された取収方式ではなく、莊園として括られた方法を選択

したことに繋がっているようにも思われる。

こうした三者三様の関係の持ち方があることは、それぞれ
の由緒・由来の違いに基づくものであり、個々の由来を尊重
し、画一化を強制しないという東大寺の方針を示している。
このような多様性も、さらに明らかにしていく必要がある。

むすび

小論の目論見は、先行研究の驥尾に付いて、薬師院文書を
通して執行の実態を示すことであつた。素材の興味深さに引
きずられて散漫な検討になつた点、そして準備不足によつて、
歴史的な位置づけの考察に及ぶに至らなかつた点は、小論の
限界である。

今回は、執行が寺院経営において一定の役割を果たしてい
たことを強調する結果になつたが、しかし、たとえば三輪が
論じた鎌倉後期の「東大寺年中行事」段階でのそれと比較す
るならば、確実に低下している。鍵となるのはおそらく鎮西
米運上の停止であろう。三輪によれば、鎮西米は、南北朝内
乱によって上納が大幅に減少した。三輪は減少した後も一定
度は確保された点を強調するものの、減少による財務規模の
縮小は、寺内における別当・政所系列の存在感の低下をもた
らした筈であつて、同系列に属する執行の役割低下は、その

具体的な表れと言えるだろう。

南北朝期とそれ以後の変化を見究めることは今後の重要な
課題のひとつである。

(追記) 本稿は、秋大史学会二〇一九年度大会(九月二八
日)公開講演「中世東大寺の〈記録〉の世界から」をもとに
している。またJSPS18H03683の成果である。成稿には東京
大学史料編纂所ハイキャットプラス・ユニオンカタログデー
タベースを利用した。

注

- (1) 永村眞「中世東大寺の組織と経営」塙書房、一九八九年。
稲葉伸道「中世寺院の権力構造」岩波書店、一九九七年。
久野修義「日本中世の寺院と社会」塙書房、一九九九年。
- (2) たとえば佐藤泰弘「日本中世の黎明」第V章「東大寺
の組織と財政」京都大学学術出版、二〇〇一年、菊地大樹
「中世寺院における堂衆の活動と経済基盤」『寺院史研究』
一一、二〇〇八年、小原嘉記「東大寺大勧進円照の歴史的
位置」『史料』九三―五、二〇一〇年、西尾知己「室町期頭
密寺院の研究」第二部「室町期東大寺僧集団の変容」吉
川弘文館、二〇一七年、畠山聡「中世東大寺の国衙経営と
寺院社会」勉誠出版、二〇一七年、「古文書研究」八三の

- 小特集「これからの東大寺文書研究のために」二〇一七年、
など。
- (3) 注1稲葉書三六頁以下。注1永村書一三七頁以下。
- (4) 横内裕人「東大寺図書館と収蔵史料」「古文書研究」
五九、二〇〇四年。
- (5) 平澤悟「中世の公人に関する基礎的考察」「歴史研究」
二六、一九八九年。畠山聡「中世後期における東大寺と東
大寺郷」菊地大樹等編「中世の寺院と都市・権力」山川出
版社、二〇〇七年。西田知己「中世東大寺における堂舎の
防災と興福寺」「寺社と民衆」七、二〇一一年。
- (6) 「鎌倉遺文」二七卷二〇三〇八号。以下「鎌二七一
二〇三〇八」。
- (7) 三輪眞嗣「中世前期東大寺の財政構造と鎮西米」「史学雑誌」
一二七―四、二〇一八年。
- (8) 「東京大学史料編纂所報」第四一(二〇〇六年)・四三(二〇〇八
年)の採訪報告。
- (9) 遠藤基郎「中世東大寺文書を俯瞰する」『年報三田中世史研究』
一八、二〇一一年。
- (10) 「三重県史」資料編古代・中世(上) 黒田莊六五四などに
部分翻刻。
- (11) 横内裕人「『東大寺統要録』と聖守」栄原永遠男他編「東
大寺の新研究3 東大寺の思想と文化」法蔵館、二〇一八
年。
- (12) <http://www.h.u.tokyo.ac.jp/personal/endo/index.html>内。
アクセスはタイトル名でネット検索のこと。
- (13) 注1永村書一四〇頁以下。
- (14) 「三重県史」資料編古代・中世(上) 黒田莊一三四八。
- (15) 一部、「三重県史」資料編古代・中世(上) 黒田莊
一三六五に翻刻がある。本文での以下の翻刻は、畠山聡と
遠藤の翻刻・校訂による。
- (16) 三輪眞嗣「東大寺「十二大会」をめぐる」『仏教史学研究』
六〇―二、二〇一八年。
- (17) 勝俣鎮夫「交換と所有の観念」『戦国時代論』岩波書店、
一九九六年。
- (18) 畠山聡「転書会関係史料」(一)(二)「寺院史研究」
一一・二、二〇〇八・二〇一一年。
- (19) 永村眞「寺院社会史の視点からみる中世の法会」『儀礼に
みる日本の仏教』法蔵館、二〇〇一年。
- (20) 注7三輪論文。佐藤泰弘「華嚴会免田の収取と領主」『歴
史文化特集』一五四、甲南大学文学部、二〇〇七年。
- (21) 注1永村書六三五頁以下参照。また楽人については、永村
眞「中世東大寺の楽人・舞人」福島和夫編「中世音楽史論叢」
和泉書院、二〇〇一年。
- (22) 応永九年十月五日東大寺八幡宮大般若供養供料納所職請文
(京都大学文学部所蔵東大寺文書、「大日本史料」七編五冊
応永九年雜載九三六頁)

- (23) 注1稲葉書三六八頁以下。注5平澤論文。
- (24) 『三重県史』資料編古代・中世(下)玉瀧荘四七三。
- (25) 河上荘は、鈴木銳彦「鎌倉時代畿内土地所有の研究」吉川弘文館、一九七八年、西尾知己「大和国河上荘」海老澤衷編『よみがえる荘園』勉誠社、二〇一九年。榛・玉井について、さしあたりは、「講座日本荘園史 七 近畿地方の荘園Ⅱ」(吉川弘文館)を参照。河上荘、榛荘一八一頁以下、玉井荘七一頁以下。
- (26) 『天日本古文書 東大寺文書』一八卷一〇五六号。(以下、大日古一八一―一〇五六)。
- (27) 大日古二二―一五四五・同一八一―一〇八三。
- (28) 三輪眞嗣「鎌倉期における鎮西米の基礎的考察」『九州史学』一七六、二〇一七年。